盛土規制法の許可又は届出の手続きの要否に係る自己申告シート

(法第 | 2 条第 | 項·第 30 条第 | 項許可、法第 27 条第 | 項届出、法第 2| 条第 | 項·第 40 条第 | 項届出関係)

作成日: 年 月 日

日田市建築主事 あて

太枠内を記入してください。

建築主	住 所	
	氏 名	
申請地	地名地番	
作成者	設計事務所名	
	作成者氏名	

チェック欄

盛土、切土の有無	□ (I) 盛土又は切土で高さが I m を超える工事がある
	□ (2) 盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡を超える工事がある
	□ (3) 上記(I)・(2)に該当する工事はない ※以降、記入は不要です
規制区域	□ 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)
※ 規制区域は大分県ホーム	□ 特定盛土等規制区域(特盛区域)
ページにてご確認くださ	※ 両方の規制区域にまたがる場合や隣県等の区域にまたがる場合は、大分県
(,	都市・まちづくり推進課にご相談ください

	宅地造成の内容		要否判断基準				チェック	
項目			宅造区域	特盛区域	特盛区域	全区域	R7.5.1 以降に行う 造成行為について お答えください	
			12 条許可	30 条許可	27 条届出	21 条届出 40 条届出		
①	盛土の高さ ※I	高士	I m超	2 m超	Im超	l m超	□ あり	□なし
2	切土の高さ ※	切土	2 m超	5 m超	2 m超	2 m超	□あり	□なし
3	同時に行う盛土と 切土の高さ ※I	郷土 切土 高さ	2 m超	5 m超	2 m超	2 m超	□ あり	□なし
4	盛土の高さ	盛士 「産を生じないもの」	2 m超	5 m超	2 m超	2 m超	□ あり	□なし
\$	盛土又は切土を する土地の面積	盛士 切土 面積 (盛土又は切土のみの場合も含む)	500 ㎡超	3,000 ㎡超	500 ㎡超	500 ㎡超	□ あり	□なし

- ※1 崖(※2)を生じるもの
- ※2 崖:地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
- ※3 整地、地均し、基礎工事のための掘削、埋戻等は該当しません(項目①~⑤)

申告欄

建築確認申請等に係る申請地における盛土規制法の許可又は届出の手続きの要否について、下記のとおり 申告します。

○ 全て「なし」に該当する場合

下記に該当しますので、盛土規制法の許可又は届出の手続きは不要です。

- □ 令和7年4月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当します。
- □ 令和7年5月1日以降に規制対象規模に該当する造成行為はありません。

○ |項目以上「あり」に該当する場合

下記に該当しますので、必要書類を確認申請書に添付します。

- □ 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、盛土規制法第 | 2条第 | 項又は 第30条の許可証の写しを添付します。
- □ 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、盛土規制法第27条第 I 項の 届出の写しを添付します。
- □ 現在、造成行為中又は造成済みですので、盛土規制法第2 | 条第 | 項又は第40条 第 | 項の届出の写しを添付します。
- □ | 「項目以上「あり」に該当しますが、都市計画法第29条第 | 項又は第2項の許可を受けていますので、盛土規制法の許可を受けているとみなされています。

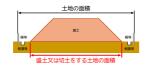
【注意】下記の取り扱いは、事前に都市・まちづくり推進課にご相談ください。

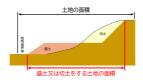
- ① 土地や盛土又は切土をする土地について、複数の規制区域や、大分市や別府市、隣県の区域にまたがる場合の取り扱いは、別途、定めています。
- ② 複数の箇所で盛土又は切土を行う場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。
- ③ 敷地内に既存の盛土又は切土がある場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。 (既存の盛土又は切土の上部や、近接又は隣接して新たな盛土又は切土を行う場合等が該当します。)
- ④ 隣接又は近接している盛土又は切土の高さは、「一体の盛土又は切土の高さ」として扱う場合があります。

【参考】○ 面積

・盛土又は切土をする土地の面積は、許可又は届出の対象となる部分の合計面積(水平投影面積)です。

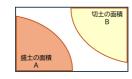
盛土又は切土をする土地の面積 = 許可又は届出の対象面積 = 手数料算定面積







盛土又は切土をする土地の面積 = 盛土の面積 A + 切土の面積 B



○ 高さ

- ・盛土又は切土は、許可又は届出の対象となる部分の最大の高低差とします。
- ・盛土と切土を同時に行う場合は、盛土と切土を行った後の形状で、最大の高低差とします。
- ・擁壁等を設置する盛土又は切土は、擁壁等も含めた最大の高低差とします。